別紙4

財　産　目　録

令和8年3月31日 現在

（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ　資産の部						
1　流動資産						
現金預金	熊本銀行　浜町支店	―		―	―	125,465,481
事業未収金	介護老人福祉施設他	―	令和８年３月分介護報酬等	―	―	90,980,774
未収金		―	職員住民税等	―	―	639,454
未収補助金		―	人材確保職場環境改善補助金他	―	―	5,321,500
貯蔵品		―	介護用品、日用品等	―	―	2,899,708
医薬品		―	医務室期末棚卸	―	―	62,669
診療・療養費等材料		―	医務室期末棚卸	―	―	153,606
商品・製品		―	大矢荘売店棚卸	―	―	102,698
前払金		―	建物火災保険料等	―	―	213,210
徴収不能引当金		―	利用料	―	―	△ 810,907
流動資産合計						225,028,193
2　固定資産						
(1) 基本財産						
土地	上益城郡山都町北中島2684-2他	―	矢部大矢荘拠点の事業所等に使用	―	―	193,052,246
建物	上益城郡山都町北中島2684-2他		矢部大矢荘拠点の事業所等に使用	1,108,245,495	568,443,942	539,801,553
基本財産合計						732,853,799
(2)その他の固定資産						
建物付属設備	上益城郡山都町北中島2684-2他		各事業所用として	605,009,533	590,236,601	14,772,932
構築物	上益城郡山都町北中島2684-2他	―	各事業所用として	52,650,728	50,421,906	2,228,822
機械及び装置	上益城郡山都町北中島2684-2他	―	矢部大矢荘拠点用として	2,110,395	2,110,393	2
車輌運搬具	ハイエース他15台	―	各事業所利用者送迎用として	19,005,050	18,367,536	637,514
器具及び備品	上益城郡山都町北中島2684-2他	―	各事業所用として	152,384,077	141,054,360	11,329,717
美術骨董		―	本部拠点用として	―	―	1,000,000
権利		―	矢部大矢荘拠点用として	―	―	220,314
ソフトウェア		―	ケアハウスホームページ	2,425,400	1,525,580	899,820
長期貸付金		―	資格取得のための奨学金	―	―	628,536
退職給付引当資産		―	各事業所退職引当金	―	―	37,089,951
管理費積立資産		―	ケアハウス入所者の管理費	―	―	1,181,250
その他の固定資産合計						69,988,858
固定資産合計						802,842,657
資産合計						1,027,870,850
Ⅱ　負債の部						
1　流動負債						
事業未払金	3月分　日清医療食品他	―		―	―	21,413,459
１年以内返済予定設備資金借入金	熊本銀行　浜町支店	―		―	―	1,308,000
未払費用	3月分　電気代他	―		―	―	647,038
預り金	施設散髪代他	―		―	―	766,946
職員預り金	県社協　退職共済	―		―	―	567,465
賞与引当金	賞与	―		―	―	16,394,191
流動負債合計						41,097,099
2　固定負債						
設備資金借入金	熊本銀行　浜町支店	―		―	―	6,678,000
退職給付引当金	退職金	―		―	―	37,089,951
長期預り金	ケアハウス入所者預り金	―		―	―	1,181,250
固定負債合計						44,949,201
負債合計						86,046,300
差引純資産						941,824,550

（記載上の留意事項）

- 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- 同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- 「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
 なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- 「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- 建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- 減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
 また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- 車輌運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
- 預金に関する口座番号は任意記載とする。